# アンからのお知らせ

○料金の記載のないものは無料 ○市内の市外局番は…059

○受付時間 原則として土・日曜日、祝・休日を除く8時30分~17時15分

# お知らせ

### 都市計画の変更案の縦覧

都市政策課

**229-3181 229-3336** 

縦覧期間 9月10日(火)~24日(火) 内 容 津都市計画公園の変更(観音寺公園(久居元町))、津都市計画道路の変更(津海岸御殿場線)

#### 縦覧場所 都市政策課

**意見書の提出** 縦覧期間中、住民 と利害関係人は意見書を提出で きます。

# 9月10日は屋外広告の日

都市政策課

**229-3290 229-3336** 

看板などの広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠ですが、無秩



序に設置すると自然の景観や街の 美観を損なうことにもなりかねま せん。また、管理が適切でない場 合は転倒や落下により歩行者等に 危害を加える恐れもあります。

このため、広告物の設置場所・大きさ・規格は、三重県屋外広告物条例で規制されており、設置するには市の許可が必要です。また、自身の店舗や営業所の敷地内に広告物を設置する場合も、表示面積が1方向につき10㎡を超える場合は許可が必要になります。

なお、貼り紙などの簡易なもの を除く全ての屋外広告物には点検 が義務付けられています。広告物 の安全性を確保し事故を防ぐた め、適正な管理、点検をお願いし ます。

# アスト駐車場の臨時休業

商業振興労政課

**■**229-3225 **■**229-3335

電気設備の停電 頼に伴い、以下

点検に伴い、以下 の期間、臨時休業 します。ご理解の ほどお願いします。



**休業日時** 9月12日(木)5時~7時

#### 9月20日はバスの日

交通政策課

**\(\)**229-3289 **\(\)**229-3336

明治36(1903)年9月20日に京都市で乗合自動車の運行が始まり、この日が日本のバス事業の始まりといわれています。

路線バスは学生や高齢者をはじめ、車などを持たない人にとって不可欠な移動手段です。また、多くの人が乗り合うと、それぞれが車を使用するよりも排出されるCO2が少なくなるため、環境に優しい乗り物といえます。しかし、路線バスの利用者は減少傾向にあり、廃止や減便となる路線が出てきています。路線バスを未来の津市に残していくためにも、ぜひご利用ください。

# 9月の献血(400ml)

地域医療推進室

**229-3372 229-3018** 

と き 9月27日(金) 9時30分~ 11時20分、12時50分~16時30分 ところ 津リージョンプラザ1階 出会いの広場北側

対 **象** 男性17~69歳、女性18 ~69歳で男女とも体重が50kg 以上の人 ※65歳以上は、60~ 64歳の間に献血経験のある人

※予防接種を受けた人は、ワクチンの種類によって献血ができない期間があります。詳しくはお問い合わせください。

# |市民清掃デー(津地域)

環境政策課

**229-3258 229-3354** 

と **き** 9月29日(日)7時~9時 ※小雨決行、荒天時は10月6 日(日)に延期

ところ 津地域の道路や公園など

#### 高茶屋出張所の移転

地域連携課

**229-3110 229-3366** 

高茶屋出張所は9月30日(月)から高茶屋市民センター内(高茶屋 四丁目37-59)に移転します。電 話番号に変更はありません。

#### |新築木造住宅に補助

林業振興室

**№**262-7025 **№**264-1000

津市産木材を 一定量以上使用 し、市内で個人 住宅を新築する 人を対象に、建



築費の一部を補助します。詳しく はお問い合わせください。

#### 対象建築物

- ・主要部材に地域産材を材積の 60%以上または12㎡以上使用 していること
- 交付決定後に着手し、令和6年 度内に棟上げまで完了すること
- 補助金額 地域産材の使用量 1 m<sup>3</sup>当たり 2万5,000円(上限30万円)

申込方法 林業振興室または農林 水産政策課、各総合支所地域振 興課にある申請書類に必要事項 を記入し提出 ※申請書類は市 ホームページからもダウンロー ド可

# 屋外焼却の禁止

環境保全課

**229-3259 229-3354** 

ごみの焼却は、 原則禁止されてい ます。ごみを焼却 すると、悪臭や煙 が発生し、近隣の



迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類が発生するなどの問題もあります。家庭で出たごみは決められた収集日に出してください。

例外として、風俗慣習や宗教上の行事を行うために必要な焼却や 農林漁業を営むためにやむを得ない焼却などがありますが、この場合も近所迷惑にならないよう、風向きや付近の状況に十分な配慮をお願いします。

法律に違反してごみを焼却した場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられる場合があります。